

2019.9.8
石木ダム緊急集会

石木ダム対策弁護団 弁護士 八木大和

事業認定取消訴訟

- 土地収用法16条

起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業（以下「関連事業」という。）のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、**事業の認定を受けなければならない。**

20条(事業の認定の要件)

国土交通大臣又は都道府県知事は、申請に係る事業が左の各号のすべてに該当するときは、事業の認定をすることができる。

- 一 事業が第三条各号の一に掲げるものに関するものであること。
- 二 起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること。
- 三 **事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること。**
- 四 **土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること**

土地収用法上の要件を満たすとして事業認定がなされた



事業認定の取消を求める

行政事件訴訟法3条

この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

2 この法律において「**処分の取消しの訴え**」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（次項に規定する裁決、決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。）の取消しを求める訴訟をいう。

取消訴訟判決の枠組み

得られるべき公共の利益と、その土地が当該事業の用に供されることによって失われる私的な利益及び公共の利益を比較考慮した結果として前者が後者に優越する場合に、当該事業は、上記の要件に該当するものと解するのが相当である。

土地収用 **できる** 場合

得られるべき
公共の利益

失われる私
的, 公共的
利益

事業認定が違法となる場合

事業の認定をする行政庁は、その判断に係る裁量権を有するといえる。そして、この判断については、それが裁量権の行使としてされたことを前提として、その基礎とされた重要な事実

に誤認があることなどにより重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないことなどによりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる場合に限り、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となる

裁判の争点

その基礎とされた重要な事実
に誤認があることなどにより
重要な事実の基礎を欠くこと
となる場合
など

長崎地裁判決

利水事業としての必要性

「市の地方公共団体及び本道事業者としての責務に照らすと、市としては、長期的な給水区域内の水道需要及び供給能力を合理的に予測した上、水道の計画的整備に関する施策を策定及び実施して、水道事業を適正かつ能率的に運営し、水道を安定的に供給し、渇水によって市民の生活が極力影響を受けないよう努力する責務を負っており、上記施策の策定及び実施については、市の広範な裁量に委ねられていると解される」

長崎地裁判決

設計指針の内容や、設計指針に沿った水需要予測をすることが合理性を欠く特段の事情がない限り、設計指針に基づいて実施された水需要予測は、水道法や水道施設の技術的基準を定める省令に沿ったものであり、**合理性がある**というべきである。

強制収用について

強制収用は憲法で保障されている財産権侵害にならないのか？

強制収用について

憲法29条

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、**公共の福祉に適合するやうに**、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを**公共のために**用ひることができる。

公共の福祉

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に**公共の福祉のために**これを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、**公共の福祉に反しない限り**、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

強制収用について

憲法29条

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、**公共の福祉に適合するやうに**、法律でこれを定める。

→ **土地収用法**

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

土地収用法

土地収用法20条の要件を満たす

事業認定は取り消せるか？

得られる利益 > 失われる利益など



判決で事業認定OK



権利の移転, 明渡し義務



明け渡さない



強制収用

土地収用法102条の2

前条の場合において、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者がその義務を履行しないとき、履行しても充分でないとき、又は履行しても明渡しの期限までに完了する見込みがないときは、都道府県知事は、起業者の請求により、行政代執行法(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。物件を移転すべき者が明渡裁決に係る第八十五条第二項の規定に基づく移転の代行の提供の受領を拒んだときも、同様とする。

行政代執行法2条

法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代つてなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によつてその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

行政代執行法3条

- 1 前条の規定による処分(代執行)をなすには、**相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは**、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。
- 2 義務者が、**前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは**、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。
- 3 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

行政代執行に関する事例

- 東京都品川区の空き家の例
- 東九州自動車道の例

